



THE ROTARY CLUB OF HIROSHIMA-RYOHOKU

広島陵北ロータリークラブ

- The Weekly Report -

～クラブのテーマ～

こころゆたかなロータリアン

～本年度会長方針～

みんなで作ろう ロータリー

ロータリーを
実践し



みんなに
豊かな人生を

2013-2014 R.I.会長メッセージ

第1116回例会 2014年5月7日 No.1085号

会長時間



会長 森川 和彦

5月に入りました。連休はいかがお過ごしだったでしょうか。

本日は、5月最初の例会です。いつもですと、今月は〇〇月間ですとご紹介するところですが、5月には月間の指定がありません。月間の指定のないのは、5月と7月だけです。7月は、年度の初めという事情からかと思いますが、5月は特別な課題がないということになるのでしょうか。それなら、個人的には、日本のロータリー一月間とでもしたらいいのではとったりしています。東京ロータリーの設立が1920年10月ですから、日本のロータリーもすでに90年余りの歴史をもち、RIに対する貢献にも大きなものがあります。アメリカ流に従うだけでなく、日本流も大事にしていっていいのではとったりするわけです。もちろん、まったく個人的な見解にすぎませんが。

さて、本日は、規定審議会について復習してみたいと思います。規定審議会は、RIの立法機関です。RIの会員であるロータリークラブは、規定審議会の決定に拘束されます。規定審議会の決定でクラブに直接かわりがあるのは、標準ロータリークラブ定款及び細則です。規定審議会は3年に1回開催され、直近では2013年に開催されて、標準クラブ定款及び細則が改正されました。当クラブでも、この改正に応じて細則を改正する必要がありますので、6月の例会に改正案をお諮りする予定にしております。

主な改正点ですが、全体に簡略化され、16条あった規定が12条に減少しています。削除された条文は、①奉仕部門、②委員会の任務、③出席義務規定の免除、④議事の順序です。また、例会出席に関する60%ルールも細則からは削除されています。かなり大きな変更だと思しますので、是非、手続要覧で確認してください。2013年版では、201頁から標準クラブ定款が載っています。

この改正は、全体的に見れば、クラブの自主性をより広く認めたということなのではないでしょうか。クラブ定款については条文の減少もなく、大きな変更はありませんので、定款に違反しない以上標準細則ではそこまで細かく規定しなくてよいという発想なのかもしれません。当クラブの細則の改正案については、標準細則にのっとったうえ、若干独自の規定を織り込む形をとっています。独自の規定は、役員の任期を1年間としたこと、特別会計の規定を追加したこと、会員選挙の方法で投票によらない場合を認めたことが、標準細則との相違点になろうかと思えます。いずれにせ、これから理事会にお諮りして成案を得てからのお話になりますが、2013年版のロータリークラブ定款及び細則には是非お目通しいたくださいませようお願いいたします。

今回の例会(5月14日)

会員卓話

佐藤 智之 会員 中村 政英 会員

次回の例会(5月21日)

来賓卓話

広島市長
松井 一實 様

出席報告

(串井例会運営副委員長)

5月7日(水)出席者

会員総数	55名
出席会員	44名
欠席会員	11名
ご来賓	0名
ご来客	1名
ゲスト	1名

来客者紹介

(渡辺親睦家族委員)

5月7日(水)出席者

広島北RC 1名

幹事報告

(鈴木幹事)

■お知らせ

・5月21日(水)18時30分より、うを久にて「新旧引継クラブ協議会」を開催します。該当の方で、出欠席のご連絡及び事業報告の提出がまだの方は事務局へお願いします。

■BOX配布物

- ・ロータリーの友 5月号
- ・ガバナー月信 5月号

【例会】 毎週水曜日(12:30～13:30) / リーガロイヤルホテル広島(広島市中区基町6-78) / 082-502-1121

【会長】森川 和彦

【事務所】広島市中区基町6-78 リーガロイヤルホテル広島13F

【TEL】082-221-4894

【幹事】鈴木 大次郎

【ホームページ】<http://www.ryohoku-rc.jp/>

【FAX】082-221-4870

会 員 卓 話

渡辺 重弘 会員

私は、ロータリーに入会しまして、今月で 9ヶ月になります。まだまだわからないことばかりで、これからもよろしくお願いします。奉仕活動については、まだなにをするのか、勉強していきたいと思えます。



私は元郵便局に勤務していました。郵便強時代のはなしですが、最初は特定郵便局に採用されました。佐伯区の五月が丘郵便局で局長をふくめて全部で4人でした、その時の仕事は郵便、保険、貯金の仕事を経験しました。毎日たんとした日々を過ごしていました。そして安芸五日市郵便局に転勤になりました。その時ののはなしですが、安芸五日市郵便局には労働組合というものがあることをしり私も労働組合に加入しました。それから5年くらいして組合の分会長とって組合をまとめ交渉を局長以下管理職と行うようになりました。組合とって御用組合みたいなもので、6ヶ月に一回くらい管理職と会議室で団体交渉を行います。そこで36協定を締結するのですが案件は決まっています。そこで楽しいのは、その後の懇親会で管理職と食事をして飲むことでした。2年いっしょに管理職と懇親していました。郵便局の組織は大きく所詮局長とって労働者のような気がしました。

そこで思ったことはこのまま出世しても、私自身おもしろくないと思奮起して勉強し資格を取って独立したいと思いました。そのころは平成元ころでまだバルブでしたので不動産ブームでした。そこで不動産取引に必要な宅地建物取引主任を平成2年に取得しました。平成9年に今の職業の土地家屋調査士を取得しました。平成11年に開業して今年で15年になります。

いま思うとよくやったなと思いました。最初から仕事があるわけではなく、人に優しくしてもらいそれがすべてだなと思えます。最初は測量会社へ丁稚として働いていました。その社長がいい社長(ライオンズクラブ)でずいぶんお世話になりました。そこでたまたま私が担当していた仕事で隣接人と仲良くなり、人の接し方、ゴルフ、海外旅行など随分教えてもらいお世話になりました。その人の紹介もあり仕事が徐々に増えていきました。いつのまにか一生懸命仕事をしていたら一人で仕事をするようになっていきました。社長とも疎遠になっていきましたが、感謝しています。

毎日仕事をしている内に去年推薦者の安土先生と知り合いロータリーというクラブがあるということをしり、入会しようと思推薦者として安土先生、下田先生になっていただきました。下田先生とは同じ職業でありますが大先輩であります。以前私たちの土地家屋調査士会の会長をなさっていたかたであります。これからも私とともどもよろしくお願いします。

私も仲良しと一緒に食事とか飲みますがそれだけでは、考えが偏っていくような気がします。ロータリーはいろいろな職業の方がいますいろいろな考えがあります。いまこうしてロータリーの例会に出ています。自分が未熟なのがよく分かります。まだまだ自分を磨きたいと思えますので、先輩かたよろしくお願いします。

会 員 卓 話

航空機リース課税訴訟

永岡 満 会員

平成16年10月28日 名古屋地裁判決
平成17年10月27日 名古屋高裁判決
(国側は上告を断念)

個人が民法上の組合を利用して行った「航空機事業による所得が不動産所得として損益通算の対象となるか否か」で争われた裁判で、名古屋高裁は、納税者の主張を認め、税務署の更正処分を取り消した名古屋地裁の判決を支持する判決を行った。国側は上告を断念、判決は確定した。



1 民法上の任意組合と税法

民法上の任意組合は法人格を有していないので課税対象にはなりえないし、組合そのものに課税されることはない。このため、課税対象は、任意組合の各組合員となり、組合から各組合員に損益が分配された時点、または組合員が損益を認識した時点で、組合員の他の事業所得と合算され課税されることになる。組合員が個人であれば、所得税が適用され、組合員が法人であれば法人税が適用されることとなる。(パススルー税制)
組合は、パススルー税制を採用する結果、利益だけでなく損失についても、組合をパススルーし組合員の課税所得に反映される。しかし、以前、課税の繰り延べを目的とした航空機等への投資が行われたことを踏まえて、その繰り延べスキームの対策として損失の取戻限度額が規定されることとなった。

2 損失の取戻限度額

資産家が、所得税の課税所得を減額させる目的で、航空機等のリース事業を組合により実施し、航空機収入よりも多額の減価償却費を発生させることで組合事業に多額の損失を発生させ、それを自己の所得税において不動産所得として申告することで、課税所得を大幅に減額させる手法が行われた。
当初課税庁は、上記の所得を雑所得として、損益通算を否定する更正処分をした。しかし、平成16年名古屋地裁、平成17年名古屋高裁では、更正処分の取り消しという課税庁の敗訴となった。
この結果を受けて、平成17年税制改正で、租税特別法41条の4の2において、特定組合員における当該損失の取り込みを禁止する規定が設けられた。

3 特定組合員の取戻禁止

損失の取戻みが無制限に認められないのは、特定組合員といわれる組合員に限定される。
特定組合員とは、組合契約を締結している組合員のうち、組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受けまたは組合事業に係る多額な借財に関する業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員以外のものをいう。
組合員が法人である場合、法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、組合契約に係る組合事業又は当該信託につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産されている場合その他の政令で定める場合には、当該法人の当該事業年度の組合等損失のうち、当該法人の当該組合事業に係る出資の価額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入できない。(租税特別措置法67条の12第1項)

4 問題となっていたレバレッジドリース取引は、最終的な通算損益は赤字とならないものの、減価償却の定率法を用いる等により、開始年度に近いところで多額な欠損を計上し、法人組合員の課税所得等を繰り伸ばせる方法が用いられたことから、任意組合の契約期間の通算損益が計画的におこなわれている場合は、組合損失額全額を組合損失超過額として、損金算入できない。(租税特別措置法施行令39条の31第7項)

5 定率法の改正

平成24年4月1日以降、定率法の償却率が、定額法の250%から200%に改正された。

新会員推薦 表彰

下田直前会長が、RIより新会員の推薦の表彰を受けました。



米山奨学生

2014学年度米山記念奨学生の寿明(ジュメイ)さんが例会に出席しました。



.....SMILE BOX

川中敬三 会員

今年のゴールデンウィークは家族サービスともども大変でした。まず5月3日西条キャプテン杯予選でゴルフ、次の早朝5月4日家族で大山登山、そして5月5日家族ゴルフを大山平原ゴルフクラブでやり、心身ともくたびれモードで仕事に成りません。今日はロータリークラブ久しぶりの出席で、申し訳ありません。先日のゴルフ14RCクラブで、第2位に入ったのも合わせてニコニコへ寄贈します。

当日計	19,000円	累計	875,000円
-----	---------	----	----------